

## 話し合いの概要（平成 27 年 9 月 16 日）

（団体）

差別事件が発生して市町村から県のほうへ報告を上げる時、具体的にはどのような手順で対応するのか。

（県）

初期段階であれば、どういう対応をされるかを確認し、足りない点があれば助言をする。基本的には市町村のほうで対応し、最終的な結論が出たところで県に報告書を提出することになっている。

（団体）

差別事象の情報をできるだけ早い段階で共有していく必要があるのではないかと。

被差別の当事者の団体として、我々の知らないところで我々の人権が侵害されているわけだから、県が情報を知り得たということになれば、直ちに情報を我々の側にもいただきたい。そして、情報を共有し合いながら問題を解決していく、それこそ官民の協働した取組が必要になってくるのではないのか。現状を正しくつかんでおかない限りは有効な手立ては打てない。

（県）

地方分権一括法ができ、基本的に生活している方に最も近い市町村が、この問題については対応することになっている。

県には、その市町村がどういうふうに対応したかという情報が上がってくる。

人権侵害がない状態にすることが、私たちに課せられた行政の仕事、県の責務であり、啓発事業が、県の一番の重要な仕事になっている。そういった啓発事業を所管する県として、そうした市町村からの情報も得ながら、二度とこういうことが起こらない、そしてまた起こさない、起こす人を作らないようにしていく、そういう啓発をしていくための資料を作って実際に行動していく。個人情報保護条例の範囲内で啓発に使うということで、それをほかのところに、全部オープンにするということは、残念ながらできない。

（団体）

差別発言等があった場合、内容に関わらず人権課にはその情報が集約されるのか。

（県）

「人権の実態」という形で、年間を通じての県内の発生件数等を公表しているので、市町村の人権関係の担当課長会等の場で、そういうことが起きた場合の情報提供をお願いしている。

(団体)

今の状況の中で、県のほうに差別事象として上がってきているのが、平成 26 年度は 21 件。本当に差別は解消されたのか。ほんの氷山の一角だと思う。

インターネットなんかは別としても、やはり今後、差別事象が発生しないようにするためには、市町村が、県あるいは教育委員会も含んで、行政や教育が啓発・指導をやっ  
ていかなければならない。

(県)

この同和問題は、非常に人権を傷つける問題であり、それが本当でない状況を実現することこそが行政の役割であり、一層啓発をしていかなければいけないと考えている。

(団体)

この建物、高知県職員能力開発センターは、県職員の研修の場所だが、同和問題の解決のためのカリキュラムは、現在やっているのか。

(県)

現在、県職員に関する人権研修については、新採職員の研修の時に時間を取ってやっている。

それ以外に、職場にリーダーを設け、リーダー研修を年に 1 回行って、そのリーダーが職場で研修をするというふうな形で人権研修をしている。

(団体)

人権尊重の社会づくり条例の第 3 条に、「市町村は、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、……県が実施する施策に協力するものとする。」とある。県は、差別事件をきちっと集約して実態を公表している。あった差別をきちっと県が報告をするために、市町村は協力する責務があり、その責務を果たさないといけない。指導ができなくても、強力な助言ができるが、そういう県の姿が全然見えない。

「市町村にお願いをする」というのでは、行政の責務の放棄ではないか。

(県)

指導はできないが、助言と支援は行う。

(団体)

県の人権尊重の社会づくり条例は、これをきちっと具体化したら、やはりそのことによって県民の人権を保障していくということに繋がると思う。

県の責務等を定めた人権尊重の社会づくり条例第 2 条第 3 項に、「知事は、人権侵害に当たる行為をしたものに対して、必要な指導及び助言をすることができる」と書いている。条例ができて、もう 17 年にもなるが、この間、同和問題に限らず、指導及び助言をした実績は、どれくらいあるのか。

(県)

この条項については、必要な場合には人権侵害を認めた人に対して、啓発することを想定しているもので、現状、事例は確認されていない。